

鹿児島県警察被害者連絡実施要領の改正について（概要）

（令和5年12月12日 鹿刑企第137号ほか）

本通達は、身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件の被害者及びその家族又は遺族に対し、捜査状況等に係る連絡を確実に実施するため、連絡内容、連絡に係る体制等について必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 連絡対象者
- 連絡体制等
- 訪問活動等
- 留意事項
- 被害者連絡実施状況の管理

等である。